

様式第 1 号

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

宇城市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電話番号(連絡先)

令和__年__月__日付けで公告のありました_____売却に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、この申請書のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、不当又は不備により、事務執行に支障を生じ迷惑を及ぼした場合は、直ちに指示に従い、一切の責任をとることはもちろん、宇城市ガイドラインに該当していないことを誓約します。

様式第2号

委任状

令和 年 月 日

宇城市長 様

令和__年__月__日付けで公告のありました_____売却に係る一般競争入札の入札にあたり、下記の者を代理人と定め一切の権限を委任します。

記

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

受任者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

様式第3号

移転登録完了報告書

令和 年 月 日

宇城市長 様

申 請 者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和__年__月__日付けで売買契約を締結した_____について、移転登録を完了しましたので、関係書類を添付のうえ報告します。

物 品 受 領 書

令和 年 月 日

宇城市長 様

申 請 者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和__年__月__日付けで売買契約を締結した_____を受領しました。

様式第 5 号

記名消去等作業完了報告書

令和 年 月 日

宇城市長 様

申 請 者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

令和__年__月__日付けで売買契約を締結した_____の記名消去等の
作業が完了しましたので、写真を添付のうえ報告します。

物品売買契約書

物 品 名	
数 量	
車 名 ・ 型 式	
登録番号・管理番号	
契 約 金 額	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
契 約 保 証 金	
その他特記事項	

上記の件について、宇城市（以下「売出人」という。）と
（以下「買受人」という。）の間において、物品売買契約を締結する。
この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を
保有する。

令和 年 月 日

売出人 住 所 熊本県宇城市松橋町大野85番地
商号又は名称 宇城市
代表者職・氏名 宇城市長 守田 憲史

買受人 住 所
商号又は名称
代表者職・氏名

(総則)

第1条 売払人及び買受人は、この契約の条項を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(契約金額の支払い)

第2条 買受人は、契約金額を、売払人の指定する期日までに、売払人の発行する納入通知書により、納入するものとする。

2 売払人は、買受人が前項の期日までに契約金額を納入しない場合、遅延日数1日につき契約金額の年2.4パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収するものとする。

(所有権の移転等)

第3条 売払人は、買受人が契約金額を納入したときに、譲渡証明書、委任状、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証を買受人に渡し、買受人は所有権の移転登録及び登録番号の変更を、契約金額納入の日から15日以内にするものとする。

2 前項の費用は、買受人が負担するものとする。

(物品の引渡し)

第4条 売払人は、移転登録完了を確認したときは、速やかに物品を買受人に引き渡すものとする。

2 買受人は、物品の引渡しを受けたときに、売払人に物品受領書を提出するものとする。

3 引渡し後、車体に表示してある宇城市などの表示文字につき、あらかじめ売払人が指示したものについては、買受人によって速やかに抹消し、抹消したことを証明する書類を遅延なく売払人に提出すること。

4 前項の費用は、買受人が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第6条 売払人は、物品の引渡し後は、その物品の品質その他に関して一切の担保責任を負わないものとする。

(契約の解除等)

第7条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を遅延したとき。

(3) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと売払人が認めたとき。

2 前項の場合において、買受人に損害を与えることがあっても、売払人はその損害の賠償の責めを負わない。

(宇城市契約事務取扱規則の準用)

第8条 この契約に定めるもののほか、買受人は、この契約の履行に関し、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）を守らなければならない。

(契約外の事項)

第9条 この契約及び宇城市契約事務取扱規則に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議して定めるものとする。